綾瀬市公共用地美化活動支援事業(アダプト制度)手引書

この手引書は、本市の管理する道路、河川、水路、公園、緑地及びその他の市 有地を、自主的に美しくきれいにする活動を行う方を支援するための「綾瀬市公 共用地美化活動支援事業(アダプト制度)」の手引書です。

① 対 象 者

- 1. 個人の場合は、20歳以上
- 2. 団体の場合は、小学生以上で代表者が20歳以上
- 3. 市内、市外は問わない

② 活動内容 活動内容は次のとおりです。

- 活動区域の清掃
- 活動区域の除草
- 活動区域の植栽
- その他(美化活動に関すること)

③ 合意書の締結

- 1. 活動を希望する場合は、「公共用地美化活動支援事業届出書」 (第1号様式)に必要事項を記入のうえ、担当課へ提出してくだ さい。
- 2. 活動内容を協議し、合意書を締結します。

④ 市 の 支 援 希望者に対し、次の支援をします。

- 1. 必要に応じ物品及び用具の貸与をします。
- 2. 活動者名を記した看板等の設置をします。

(支援の問い合わせ先)

12 4104		
内容	担当課	電話
道路に関すること	道路管理課	0467-70-5630
	道路整備課	0467-70-5680
水路、河川に関すること	農業振興課	0467-70-5622
	下水道課	0467-70-5683
公園、緑地に関すること	みどり公園課	0467-70-5627
その他市有地に関すること	管財契約課	0467-70-5603

活動する時の注意

- 1. 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い天候の日は、活動を 控えてください。
- 2. 道路での活動は、交通安全に注意し、目立つ服装でお願いし ます。
- 3. 幼児等の子供連れで活動する場合は、道路等危険な場所での 活動は行わないでください。

⑥ 活動区域からのゴミ等の処理

- 1. 清掃活動や美化活動により収集したゴミ等は、可燃物、不燃 物に分類してください。
- 2. 収集したゴミ等は、担当課と協議してください。

⑦ 活動の辞退

- 1. 活動を辞退される場合は、公共用地美化活動支援事業辞退届(第 3号様式)を提出してください。
- 2. 活動を辞退する場合、貸与物品の使用可能なものは返却してくだ

⑧ 合意書の解消 次の場合には活動に係る合意が解消となります。

- 1. 活動者の申し出の場合
- 2. 活動者の活動が合意書の内容と異なるとき
- 3. 活動者が公共用地内において秩序の維持に反し、又は反するおそれ のある行為を行ったとき
- 4. 当該公共用地を市が新たな目的のために使用する必要が生じたとき

9 活動等報告

- 1. 活動者は、毎年4月末日までに前年度の活動の状況を「公共用地美 化活動支援事業活動報告書」(第5号様式)を提出してください。
- 2. 活動者に変更が生じた場合は、担当課まで連絡してください。

⑪ 賠償補償保険

活動中の事故については、全国市長会市民総合賠償補償保険により、 その保険の範囲で賠償又は補償を行います。

万一、事故が発生した場合には、直ちに担当課まで連絡してくださ L1₀

① 注意事項

- 1. この事業は、公共用地の使用を認めるものではありません。
- 2. 市が他の用途に使用する必要が生じた場合などは、合意を解消す ることとなりますので、ご承知おきください。

① 情報提供 活動区域に次のような事項がありましたら、連絡してください。

- ・道路や防護柵などの関連施設の破損
- ・街路樹の損傷など
- ・犬、猫等の動物の屍体
- ・放置自転車や放棄自動車などの大型廃棄物
- その他処理できない廃棄物

(窓口及び問い合わせ先)

(心口及い向い口がに九/		
内容	担 当 課	電話
道路に関すること	道路管理課	0467-70-5630
	道路整備課	0467-70-5680
水路、河川に関すること	農業振興課	0467-70-5622
	下水道課	0467-70-5683
公園、緑地に関すること	みどり公園課	0467 - 70 - 5627
その他市有地に関すること	管財契約課	0467-70-5603

- 注)問い合わせ先の窓口が不明の場合は、管財契約課までご連絡ください。
- 注) 土日、祝祭日については、0467-77-1111までご連絡ください。